

がんばろう萩！

# 中小企業者等緊急 サポート給付金

コロナに  
負けるな！

申請期限 令和3年6月30日

令和2年12月からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、売上減少等により厳しい経営状況にある市内の中小企業等の事業継続を「緊急サポート給付金」で支援します

## 対象となる事業者

○萩市内に本店や主たる事業所が所在する中小企業者等※1で下記に該当すること

法人：市内に登録してある事業所を有しており、萩市に対して開設届の提出があり、法人市民税が課税されている

個人：代表者が市内に住み、住民登録があり、個人市民税が課税されている

※市外在住者の場合でも市内に自己所有または賃貸により事業所等を開設して、過去から継続的に経済活動、営業活動を行い、事業所等に萩市在住の従業員を雇用している場合は対象となる場合があります。

○現在、事業活動を行っており、今後も経営を継続する意思があること

○令和2年12月～令和3年2月までの3か月間の売上高の平均月額※2と、前年同期間の売上高の平均月額を比較して30%以上減少していること（令和2年1月～9月までの創業の場合は、令和2年9月～11月までの平均月額と比較）

※1 中小企業基本法または中小企業団体の組織に関する法律で規定する事業者（法人・個人事業主）で下記のいずれかの業種別の要件に該当すること。

- ・製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下または従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下または従業員50人以下

※2 3か月間の売上高の合計を3で割った額とします。

## 給付金額

B. 令和元年12月～2年2月の売上高の合計額を3で割った額

※令和2年1月～9月の創業の場合は、令和2年9月～2年11月で比較

＝  
マイナス

A. 令和2年12月～3年2月の売上高の合計額を3で割った額

B - Aの額と、減少率ごとの上限額の少ない額が給付金額となります

※減少率： $(A - B / B) \times 100\%$

※1,000円未満は切り捨てとなります

70%以上減少  
上限

50万円

50%以上  
70%未満減少  
上限

30万円

30%以上  
50%未満減少  
上限

10万円

## 申請方法

所定の申請書兼請求書に売上が減少していることが分かる書類（確定申告書や売上台帳等の写し）滞納のない証明を添付して商工振興課へ提出

審査後、約3週間で指定の口座へ振り込み

## 新型コロナ経済対策 問い合わせ窓口

- ▷萩市役所商工振興課 (0838-25-3108)
- ▷萩商工会議所 (0838-25-3333)
- ▷萩・阿西商工会 (0838-54-5500)
- ▷萩阿武商工会 (08387-2-0213)